

独立行政法人福祉医療機構・福祉医療貸付事業の概要 及び令和6年度予算案等について

令和6年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部 事業統括課

福祉医療機構の業務について

1.独立行政法人福祉医療機構の概要

福祉医療機構の概要

1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

※ 前身は、社会福祉事業振興会(昭和29年)、医療金融公庫(昭和35年)

2 所在地

(本 部) 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル1・9・10階
(大阪支店) 大阪府大阪市中央区南本町
3-6-14 イトウビル3階

3 主務大臣 (主務省所管課等)

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課
医政局医療経営支援課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局資金運用課
労働基準局労災保険業務課
健康局難病対策課

内閣総理大臣

こども家庭庁こども成育局母子保健課

4 資本金

3,946億円 (全額政府出資金)
(令和5年4月1日現在)

5 役職員数

304人
理事長、理事3人、監事2人 (うち非常勤1人)
職員298人 (令和5年4月1日現在)

経営理念 (民間活動応援宣言)

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

福祉医療貸付事業

福祉・医療施設の建築資金や
運営のための資金を融資

心身障害者扶養保険事業

障害のある方が安心して生活を
送るための一助となる
相互扶助による保険



退職手当共済事業

社会福祉施設等でお勤めの方への
退職手当金を支給



福祉医療の専門機関として
地域力の向上に向け、
幅広く総合的に応援します

WAM

年金担保債権管理回収業務等

年金受給権を担保にした
融資資金の管理回収



社会福祉振興助成事業

こどもの未来応援基金事業
NPO等への助成事業を通じて
地域を支える福祉活動を支援



経営サポート事業

福祉・医療施設への経営セミナー・
コンサルティングによる経営支援



福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

福祉医療関連の情報を幅広く発信、
福祉事業者の情報公開を支援

旧優生保護法一時金支払等業務 ハンセン病元患者家族補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方
への一時金の支給、ハンセン病元患者家族に対
する補償金の支給

2.独立行政法人福祉医療機構の概要・役割

厚生労働省の政策目的

全世代型社会保障構築会議
(令和3年11月9日内閣総理大臣決裁)

新子育て安心プラン
(令和2年12月21日公表)

高齢社会対策大綱
(平成30年2月16日閣議決定)

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備

保育の受け皿確保

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

社会福祉施設職員等の待遇改善

地域医療構想に基づく医療体制整備

障害福祉サービス提供体制整備

施設の老朽化への対応

障害者の自立支援

＜福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠＞

国の指示

- ・政策優先度に応じた効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- ・相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。等



独立行政法人福祉医療機構の役割

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援

○福祉医療貸付事業(貸付件数:12,082件6,775億円)
・社会福祉施設、医療施設等に対して、「長期・固定・低利」により施設整備資金等を融資
・災害復旧、感染症の拡大等に伴う経営悪化等の緊急時における資金への対応

○退職手当共済事業(支給者数:75,467人)
社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対し退職手当金を支給

○年金担保債権・労災年金担保債権管理回収業務(融資残高:323億円)
年金担保貸付・労災年金担保貸付にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○経営サポート事業(個別経営診断件数:411件)
福祉医療施設経営者に対し経営指導(セミナー、コンサルティング等)を実施し、施設経営を支援

○福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)(ヒット件数:2億5,923万件)
・福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供
・国の施策に基づく情報公表システムの整備・管理

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務(融資残高:2,532億円)
年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○社会福祉振興助成事業(採択件数:132件6億円)
民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成

○心身障害者扶養保険事業(加入者数:58,281人)
地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度について、加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険

○一時金支払等業務及び補償金支払等業務(支払額(累計):一時金31億円、補償金113億円)
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病患者家族に対する補償金の支払業務を実施

事業者支援

個人への直接支援

※断りがない限り
()内は令和3年度実績

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。

3.福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和6年度当初予算額

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,515	2,102	413	200

※新型コロナウイルス対応支援資金を除く

社会福祉事業施設等貸付事業 利子補給金

2,705,514千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利(注2・3)	年1.20%~1.70% (年0.90%~1.40%)	年1.20%~1.70% (年0.90%~1.40%)
償還期間(注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和6年3月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。



貸付契約実績

(単位：億円)

区分	令和3年度(実績)		令和4年度(実績)		令和5年度(計画)		令和6年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	659	1,337	569	1,235	—	1,560	—	1,317
医療貸付事業	62	1,014	91	1,289	—	1,145	—	1,137
合計	721	2,351	660	2,525	—	2,705	—	2,454

※新型コロナウイルス対応支援資金を除く



福祉貸付事業について

1. 福祉貸付事業の概要

貸付制度の特徴

地域における社会福祉施設の基盤整備を支援

- 特別養護老人ホーム、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資します

貸付制度の主な融資対象施設と貸付の相手方

	施設種類	施設・事業等
対象施設	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護支援事業所、老人介護支援センター etc
	障害者福祉施設等	障害者支援施設、生活介護事業所、共同生活援助事業所、就労継続支援事業所、自立生活援助事業所、就労定着支援事業所 etc
	児童福祉施設	保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業 etc
相手方※	社会福祉法人、医療法人、一般財団法人、公益社団（財団）法人、NPO、営利法人等	

※貸付対象施設等により、相手方が異なる

貸付制度の主な内容

区分	貸付金の種類	貸付利率 ※1・2	償還期間※3
福祉貸付事業	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	年1.20%～1.70% (年0.90%～1.40%)	20年以内

※1 貸付利率は施設種類、償還期間等によって異なる。

※2 貸付利率は令和6年3月1日現在の建築資金【20年以内】の金利。（ ）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

※3 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウスの耐火構造は30年以内。

○上記の通常の融資メニューのほか、R6年度より新設される融資メニュー、待機児童解消のための保育施設、社会福祉施設の耐震化整備など、様々なニーズに対応する優遇融資メニューを準備しています

2-1.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

GX実現に資する整備事業に係る優遇融資

R6年度より新設

GX実現を促進する観点から、省エネ設備や再生可能エネルギー設備など脱炭素効果の高い電源への転換などを行う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

◎建築物省エネ法に基づく誘導基準に適合する施設整備を行う社会福祉施設等

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	95%	70~80%
貸付利率※	1.2%	1.2~1.7%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和6年3月1日時点）

精神病床の削減に資する共同生活援助事業の整備事業に係る優遇融資

R6年度より新設

精神科病院の入院患者の退院促進・病床削減及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進を支援するため、精神病床の削減に資する共同生活援助の一体的な整備事業に対し、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

◎共同生活援助事業

（病床削減を伴う精神科病院の施設整備事業と一体的に整備することが確認できるものに限る）

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	90%	70~80%

2-2.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

産後ケア事業に係る融資制度の創設

R6年度より創設

安心して子育てできる支援体制の一層の確保につながるよう、産後ケア事業に対する融資制度の創設を実施

融資条件	新たな融資条件
貸付の相手方	法人
資金種類	建築資金、設備備品整備資金、土地取得資金、経営資金
融資率	80%
貸付利率※	1.2%（建築資金、設置備品整備資金、土地取得資金） 1.1%（経営資金）
償還期間	20年以内
据置期間	2年以内

※令和6年3月1日時点（建築資金、設置備品整備資金、土地取得資金は、償還期間20年全期間固定の場合）

障害福祉サービス事業の基盤整備に係る優遇融資

R8年度まで優遇措置期間の延長

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる当該整備事業について、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

◎社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	85%	80%

2-3.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇融資

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後想定される感染症発生に向け、感染症発症者用の個室の設置や陰圧・空調整備等を伴う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	95%	70~80%
貸付利率※	1.2%	1.2~1.7%

※償還期間20年全期間固定の場合（令和6年3月1日時点）

保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資

待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業等の整備事業について、以下の優遇融資を実施

《対象となる施設》

- ◎保育所 ◎小規模保育事業 ◎幼保連携型認定こども園 ◎放課後児童健全育成事業 ◎企業主導型保育事業
- ◎認可外保育施設（安心子ども基金または保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けているものに限る）

融資条件	優遇融資	通常の場合
融資率	95%	75・80%
貸付利率※	1.2% (据置期間中無利子)	1.2%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内

※償還期間20年全期間固定の場合（令和6年3月1日時点）

2-4.福祉貸付事業の主な優遇融資メニュー

都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資

都市部における社会福祉施設等の整備（土地取得資金を含む）の推進を支援するため、当該地域の整備事業について、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常融資
融資率	90%	70%~80%
償還期間 【耐火構造（準耐火含む）の場合】	30年以内	20~30年以内
据置期間 【耐火構造（準耐火含む）の場合】	3年以内	2~3年以内

- (注1) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設のうち、単独型の有料老人ホーム及び営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除いた施設
- (注2) 対象となる建物は、建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限る
- (注3) 対象となる地域は、首都圏整備法首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県、福岡県又は指定都市若しくは中核市

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

社会福祉施設等の防災・減災のために行う整備に対する優遇融資

社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、以下の優遇融資を実施

対象となる事業	融資条件	優遇融資	通常の場合
<ul style="list-style-type: none"> 高台移転整備事業 (南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業 	融資率	95%	70~80%
	貸付利率※1	全期間無利子※2	1.2~1.7%
<ul style="list-style-type: none"> 耐震化整備事業 スプリンクラー整備事業 	融資率	95%	70~80%
	貸付利率※1	1.2% (据置期間中無利子)※2	1.2~1.7%

※1償還期間20年全期間固定の場合（令和6年3月1日時点）

※2無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業

3.令和6年度（2024年度）福祉貸付事業の事業計画

福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区 分		令和5年度 予算額		令和6年度 予算額（案）		対前年度 （建築資金等）	
		建築資金等	コロナ	建築資金等	コロナ	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,560	328	1,317	0	△243	△15.6%
	資金交付	1,406	328	1,454	0	48	3.4%
医療貸付	貸付契約	1,145	268	1,137	0	△8	△0.7%
	資金交付	1,173	268	1,061	0	△112	△9.5%
合 計	貸付契約	2,705	596	2,454	0	△251	△9.3%
	資金交付	2,579	596	2,515	0	△64	△2.5%

4-1.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

地方公共団体との連携の強化について

(1) 意見書の交付について

- 福祉貸付事業においては、事業者からの借入申込を受け付けるにあたり、**意見書の作成**をお願いしております。整備事業における各種計画等との整合性、事業者の適格性、当該事業に対する補助、当該事業の必要性などについて、ご記載いただきますようお願いいたします。

※意見書の交付につきましては、「社会福祉・医療事業団の福祉貸付資金借入に係る事務手続等について（昭和63年3月31日社施第57号）」に基づき、各自治体の皆様に発行を依頼しております。

(2) 事前着工の取扱いについて

- 貸付内定前に今次計画に係る工事請負契約又は着工を行った場合は**融資対象外**となります。事業者に対しては、早期段階に当機構に相談をするよう事業者にご案内いただくようお願いいたします。

(3) 災害復旧資金にかかる経営資金について

- 令和6年能登半島地震災害により被害を受けたお客様に対して災害復旧資金の特別措置を講じております。

➤ 当機構への融資を希望する事業者の計画を円滑に進めるため、自治体の皆様の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

4-2.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

当機構からのご依頼について

福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）について

- 令和6年度につきましても、「福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）」を実施させていただきます。

※令和6年度需要調査における調査内容

- 令和6年度を整備初年度とする計画（当機構の申込予定の有無関係なくご教示ください）
- 令和5年度以前の計画で、当機構への借入申込手続きが未了であっても令和6年度中に借入申込手続きを予定している計画

- ご回答につきましては、**令和6年3月22日（金）**までに電子メールにてご送付いただけますと幸いです。

（調査依頼については2月29日に電子メールでお送りしていますが、万が一、お手元に届いていない場合は下記照会先までご連絡ください。）

- 福祉貸付事業の計画的な推進及び当機構における福祉貸付資金の予算確保を図るため、当機構で各自治体における整備計画等を把握することが重要となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

調査実施部署の変更について

- 今回より当該調査の実施は、福祉医療貸付部から**上席推進役 推進課**へ変更となりました。

※推進課では、福祉医療貸付部と連携し、中長期的な顧客支援や貸付事業の周知、広報を行っております。

- 何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構 上席推進役 推進課 電話 03-3438-9283

4-3.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

その他

(1) WAMホームページ掲載資料について

- 当該融資制度に係る各種資料について、当機構のホームページに資料の掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

【福祉貸付事業のトップページより】

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

- ☞ 「融資のご案内」
- ☞ 「融資のポイント（融資相談から事業完成まで）」
- ☞ 「融資相談票（直接貸付用）」
- ☞ 「協調融資のご案内」

など

融資のご案内	申請様式集
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 融資制度のあらまし ▶ 福祉医療貸付事業に係る融資方針（PDFファイル） ▶ 融資のご案内（パンフレット等） ▶ 金利情報 ▶ 融資相談について ▶ 融資のポイント（ガイドライン） ▶ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて ▶ 【参考】福祉・医療施設の建設費・経営指標について 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 福祉貸付資金借入申込書類 ▶ 福祉貸付資金契約届出関係書類 ▶ 福祉貸付資金借入申込書類（代理貸付）

(2) 制度周知について

- 施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張またはWebによる融資相談などを承ります。お気軽にお問い合わせください。